

みやおみやおべーかりー利用契約

重要事項説明書

この重要事項説明書は、みやおみやおべーかりーが提供する指定生活介護及び指定就労継続支援B型事業について、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	特定非営利活動法人 ステップバイステップ
所 在 地	天草市中央新町13番12号
電 話 番 号	0969-22-6507
代表者氏名	理事長 佐々木 靖
設 立 年 月	平成16年5月11日

2 ご利用施設

事業の種類	指定生活介護・指定就労継続支援B型事業所 平成19年3月31日熊本県指定
事業所の名称 (事業所番号)	みやおみやおべーかりー・みやおみやおべーかりー生活介護部 (4313000285)
事業所の所在地	天草市中央新町13番12号
連 絡 先	電話番号0969-22-6507 FAX 0969-24-4013
管 理 者	坂井 友紀
サービス管理責任者	坂井 友紀
通常の事業の実施地域	天草市、天草郡苓北町、上天草市
営 業 日	営業日は、月曜日から土曜日とする。但し、第4土曜日、祝日、8月13日～15日・12月29日～1月3日までを除く。
営 業 時 間	営業時間は、営業日の午前8時30分から午後4時30分までとする。
サービス提供時間	サービス提供時間は、営業日の午前8時30分から午後4時までとする。
主たる対象者	知的障害者
定 員	就労継続支援B型 12名 生活介護 8名
開設年月日	平成19年4月1日

3 事業の目的・運営方針

目 的 (生活介護)	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
目 的 (就労継続支援B型事業)	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
運営方針	利用者個人の意思の尊重及び全ての人が地域の中で暮らせる環境の構築を運営方針としています。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物1 (就労B)	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建1・2階部分 (耐火建築物)
	敷地面積	92.8平方メートル
建物2 (就労店舗)	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建1階部分
	敷地面積	50.1平方メートル
建物3 (生活介護)	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建1階部分
	敷地面積	82.3平方メートル

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
訓練室	1室	
作業室	3室	パン製造機器
相談室	1室	
洗面設備	3	
便 所	3	
多目的室	2	

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5 サービスを提供する職員の配置状況

(1) 職員の員数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			1	
医 師	1			1		1	
看護師	1 名以上						
生活支援員	生活介護定員 8 名に 1 名以上(1 名以上常勤)看護師含め 5 名以上						
職業指導員	就労継続支援 B 型定員 1 2 名に生活支援員を含む 2 名以上(1 名以上常勤)						

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

例えば、週 20 時間勤務する職員を常勤換算した場合は 0.5 となります。

(2) 各職種の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者	坂井 友紀 就労 B 1 時間、生活介護 1 時間（兼務）
サービス管理責任者	坂井 友紀 就労 B 2 時間、生活介護 2 時間（兼務）
医 師	嘱託医（契約による）
看護師	勤務時間帯（8：00～17：00）
生活支援員、職業指導員	勤務時間帯（8：00～17：00）

6 サービスの内容

(1) 介護給付費等対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5 日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月 2 回を限度とします。）

健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動の 機会の提供	創作的活動の機会を提供します。 ① 絵画・塗り絵等 ② パソコンを使った創作活動 ③ CD・MD製作
生産活動の機 会の提供	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 ① パン・クッキーの製造・販売 ② 農産品の販売・喫茶部でのサービス ③ 農作物の生産活動 〈工賃の支払〉 上記生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

(2) 介護給付費等対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事提供 サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 11時45分～13時30分 ※部署により提供時間が異なります。 ※金額は提供事業所の価格改定によって変更 することがあります。	食事提供体制加算 額を超えた金額を 負担する (食事提供体制加 算非該当者は 全額実費)
創作的活動に 係る材料費	創作的活動を行う上で必要となる費用で、負 担して頂くことが適当であるものに係る費用 をいただきます。	実 費
その他	サービス提供記録等の複写代	50円

〈サービスの概要〉

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービスの料金

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則9割）は市町村から介護給付費等が支給

されます。介護給付費等は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の１割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の１割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が１月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

（２）介護給付費等対象外サービスの料金

上記「６ サービスの内容（２）介護給付費等対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

１．食事提供に係る実費

２．指定生活介護に係る創作的活動に係る材料費

絵画・ぬりえ・・・・・・・・・・	１回あたり	５０円
パソコン利用・・・・・・・・・・	１回利用につき	５０円
ＣＤ・ＭＤ製作・・・・・・・・・・	１回利用につき	１００円

３．指定就労継続支援Ｂ型に係る余暇活動に係る実費

（３）事業者は、前２項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

（４）事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（５）利用料金のお支払方法

前記（１）（２）の料金は１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求があった月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

② 当事業所窓口での現金支払い

③ 下記指定口座への振込み

肥後銀行 天草支店 普通預金 １６７４９３４

８ 利用者の記録及び情報の管理等

（１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前 ９：００～午後１７：００です。

（２）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

9 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、虐待防止委員会を設置して下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止委員会を毎月開催して従業者へ結果を公表しています。
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

10 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

当事業所 受付窓口	・ 受付担当者 坂井 友紀 ・ 苦情解決責任者 佐々木 靖 ・ ご利用時間 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 ・ 電話番号 0 9 6 9 - 2 2 - 6 5 0 7 - F A X 0 9 6 9 - 6 6 - 9 8 2 3
県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	・ 住所 熊本市南千反畑町 3 - 7 ・ 電話番号 096-324-5454 ・ FAX 096-355-5440

11 第三者評価

提供するサービスの第三者評価について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

12 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者掛かりつけ医療機関	医療機関名 : 診 療 科 : 主 治 医 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :
--------------	---

緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

13 協力医療機関

医療機関の名称	尾上 医院
所在地	天草市大浜町 8 - 1 0
電話番号	0 9 6 9 - 2 2 - 4 4 3 3
診療科	内科

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	・ 別途定める消防計画に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災 設備	・ 自動火災報知機 一部有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常用電源 無 ・ 室内防火栓 無 ・ 誘導灯 一部有 ・ 非常通報装置 無 ・ スプリンクラー 無 ・ カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 (その他 携帯ラジオ・懐中電灯等)
消防計画	消防署への届出日： 平成 1 9 年 4 月 防火管理者： 佐々木 靖
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険（株） 加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

15 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定生活介護・指定就労継続支援B型事業の提供開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：みやおみやおベーカリー

みやおみやおベーカリー生活介護部

説明者職名：管理者 氏名 坂井 友紀

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護及び指定就労継続支援B型事業の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所：

氏 名： 印

(※必要に応じて)

代理人

住 所：

氏 名： 印

続 柄：